

# 鹿児島市 令和6年度介護保険制度改正等説明資料

## 認知症対応型共同生活介護 ー 個別資料 ー

1. 令和6年度介護報酬改定における改定事項について . . . 1 ページ
2. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 . . . 28 ページ
3. 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について . . . 51 ページ
4. 介護報酬の算定構造（案） . . . 64 ページ

- 今回の資料に使用した「介護報酬の算定構造（案）」は、現段階で国が示した改正（案）です。
  - 今回の報酬改定等に関するご質問は、ホームページ掲載の質問票にて受け付けます。（電子メール及びFAXでのみ受け付けます。）
- 以上、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

## 7. (2) 認知症対応型共同生活介護①

### 改定事項

- 認知症対応型共同生活介護 基本報酬
- ① 1(3)⑭認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の見直し
- ② 1(3)⑲協力医療機関との連携体制の構築★
- ③ 1(3)⑳協力医療機関との定期的な会議の実施
- ④ 1(3)㉑入院時等の医療機関への情報提供★
- ⑤ 1(5)①高齢者施設等における感染症対応力の向上★
- ⑥ 1(5)②施設内療養を行う高齢者施設等への対応★
- ⑦ 1(5)③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携★
- ⑧ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑨ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ⑩ 1(7)⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進★
- ⑪ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑫ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★

## 7. (2)認知症対応型共同生活介護②

### 改定事項

- ⑬ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑭ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★
- ⑮ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑯ 3(2)⑥認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の見直し★
- ⑰ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★

## 認知症対応型共同生活介護 基本報酬

単位数	< 現行 >	< 改定後 >
<b>【入居の場合】</b>		
1 ユニットの場合		
要支援 2	760単位	761単位
要介護 1	764単位	765単位
要介護 2	800単位	801単位
要介護 3	823単位	824単位
要介護 4	840単位	841単位
要介護 5	858単位	859単位
2 ユニット以上の場合		
要支援 2	748単位	749単位
要介護 1	752単位	753単位
要介護 2	787単位	788単位
要介護 3	811単位	812単位
要介護 4	827単位	828単位
要介護 5	844単位	845単位
<b>【短期利用の場合】</b>		
1 ユニットの場合		
要支援 2	788単位	789単位
要介護 1	792単位	793単位
要介護 2	828単位	829単位
要介護 3	853単位	854単位
要介護 4	869単位	870単位
要介護 5	886単位	887単位
2 ユニット以上の場合		
要支援 2	776単位	777単位
要介護 1	780単位	781単位
要介護 2	816単位	817単位
要介護 3	840単位	841単位
要介護 4	857単位	858単位
要介護 5	873単位	874単位

# 1. (3) ⑭ 認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の見直し

## 概要

【認知症対応型共同生活介護】

- 認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算について、看護体制の整備や医療的ケアが必要な者の受入れについて適切に評価する観点から、体制要件と医療的ケアが必要な者の受入要件を分けて評価を行い、医療的ケアが必要な者の受入要件については、対象となる医療的ケアを追加する見直しを行う。【告示改正】

## 単位数・算定要件等

		医療連携体制加算(Ⅰ)	イ	ロ	ハ
		単位数	57単位/日	47単位/日	37単位/日
体制評価	算定要件	看護体制要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。</li> </ul>		
	指針の整備要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</li> </ul>			
		医療連携体制加算(Ⅱ)	医療連携体制加算(Ⅰ)のいずれかを算定していることが要件		
		単位数	5単位/日		
受入評価	算定要件	医療的ケアが必要な者の受入要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>算定日が属する月の前3月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が1人以上であること。</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)喀痰吸引を実施している状態</li> <li>(2)呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</li> <li>(3)中心静脈注射を実施している状態</li> <li>(4)人工腎臓を実施している状態</li> <li>(5)重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6)人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態</li> <li>(7)経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態</li> <li>(8)褥瘡に対する治療を実施している状態</li> <li>(9)気管切開が行われている状態</li> <li>(10)留置カテーテルを使用している状態</li> <li>(11)インスリン注射を実施している状態</li> </ul>	

## 1. (3) ⑱ 協力医療機関との連携体制の構築

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
  - ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。
    - ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
    - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
    - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
  - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
  - ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

### 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

- 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
  - ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
    - ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
    - ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
  - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
  - ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

# 1. (3) ⑳ 協力医療機関との定期的な会議の実施

## 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護について、協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者または入居者（以下「入所者等」という。）の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的を開催することを評価する新たな加算を創設する。
- また、特定施設における医療機関連携加算について、定期的な会議において入居者の現病歴等の情報共有を行うよう見直しを行う。【告示改正】

## 単位数

### 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】

< 現行 >  
なし

< 改定後 >

協力医療機関連携加算

協力医療機関が(1)右記の①～③の要件を満たす場合  
(2)それ以外の場合

100単位/月(令和6年度) 50単位/月(令和7年度～) (新設)  
5単位/月 (新設)

### 【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護】

< 現行 >

医療機関連携加算  
80単位/月

< 改定後 >

協力医療機関連携加算

協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合  
(2)それ以外の場合

100単位/月 (変更)  
40単位/月 (変更)

### 【認知症対応型共同生活介護】

< 現行 >  
なし

< 改定後 >

協力医療機関連携加算

協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合  
(2)それ以外の場合

100単位/月 (新設)  
40単位/月 (新設)

(協力医療機関の要件)

- ① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

## 算定要件等

- 協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的を開催していること。 (新設)

# 1. (3) ㉑ 入院時等の医療機関への情報提供

## 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護老人保健施設及び介護医療院について、入所者の入院時に、施設等が把握している生活状況等の情報提供を更に促進する観点から、退所時情報提供加算について、入所者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点や認知機能等にかかる情報を提供した場合について、新たに評価する区分を設ける。また、入所者が居宅に退所した際に、退所後の主治医に診療情報を情報提供することを評価する現行相当の加算区分についても、医療機関への退所の場合と同様に、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを算定要件に加える。
- また、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護について、入所者または入居者（以下「入所者等」という。）が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを評価する新たな加算を創設する。【告示改正】

## 単位数

### 【介護老人保健施設、介護医療院】

< 現行 >

退所時情報提供加算 500単位/回

< 改定後 >

退所時情報提供加算 (Ⅰ) 500単位/回

退所時情報提供加算 (Ⅱ) 250単位/回 **(新設)**

### 【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

< 現行 >

なし

< 改定後 >

退所時情報提供加算 250単位/回（介護老人福祉施設） **(新設)**

退居時情報提供加算 250単位/回（特定施設、認知症対応型共同生活介護） **(新設)**

## 算定要件等

### 【介護老人保健施設、介護医療院】 < 退所時情報提供加算 (Ⅰ) > **入所者が居宅へ退所した場合 (変更)**

- 居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報 **心身の状況、生活歴等** を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

### 【介護老人保健施設、介護医療院】 < 退所時情報提供加算 (Ⅱ) > **入所者等が医療機関へ退所した場合 (新設)**

### 【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】 < 退所時情報提供加算、退居時情報提供加算 >

- 医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。

# 1. (5) ① 高齢者施設等における感染症対応力の向上

## 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算を設ける。
  - ア 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。
  - イ 上記以外の一般的な感染症（※）について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。
  - ※ 新型コロナウイルス感染症を含む。
  - ウ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること。
- また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることを評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

## 単位数

< 現行 >  
なし



< 改定後 >

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位/月（新設）  
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位/月（新設）

## 算定要件等

< 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） >（新設）

- 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
- 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

< 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） >（新設）

- 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。

## 1. (5) ② 施設内療養を行う高齢者施設等への対応

### 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことを新たに評価する。
- 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する仕組みとする。【告示改正】

### 単位数

< 現行 >  
なし



< 改定後 >  
**新興感染症等施設療養費** 240単位/日 (新設)

### 算定要件等

- 入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

※ 現時点において指定されている感染症はない。

## 1. (5) ③ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

### 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 施設系サービス及び居住系サービスについて、利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。
- また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。【省令改正】

## 1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

### 概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

### 単位数

<現行>  
なし

<改定後>

#### 業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）

その他のサービス

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

### 算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合（新設）
  - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
  - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

## 1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

### 概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

### 単位数

<現行>  
なし



<改定後>

**高齢者虐待防止措置未実施減算** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

### 算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
  - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
  - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
  - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進②

---

### 算定要件等

- 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

# 1. (7) ⑤ 認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの 認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進

## 概要

【認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、新たな加算を設ける。【告示改正】

## 単位数

<現行>  
なし



<改定後>

**認知症チームケア推進加算（Ⅰ）** 150単位/月 **（新設）**  
**認知症チームケア推進加算（Ⅱ）** 120単位/月 **（新設）**

※認知症専門ケア加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合においては、算定不可。

## 算定要件等

### <認知症チームケア推進加算（Ⅰ）> **（新設）**

- （1）事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。
- （2）認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。
- （3）対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。
- （4）認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。

### <認知症チームケア推進加算（Ⅱ）> **（新設）**

- ・（Ⅰ）の（1）、（3）及び（4）に掲げる基準に適合すること。
- ・認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。

## 2. (3) ① 科学的介護推進体制加算の見直し

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

### 概要

- 科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。  
【通知改正】
  - イ LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。  
【通知改正】
  - ウ 初回のデータ提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】

### 算定要件等

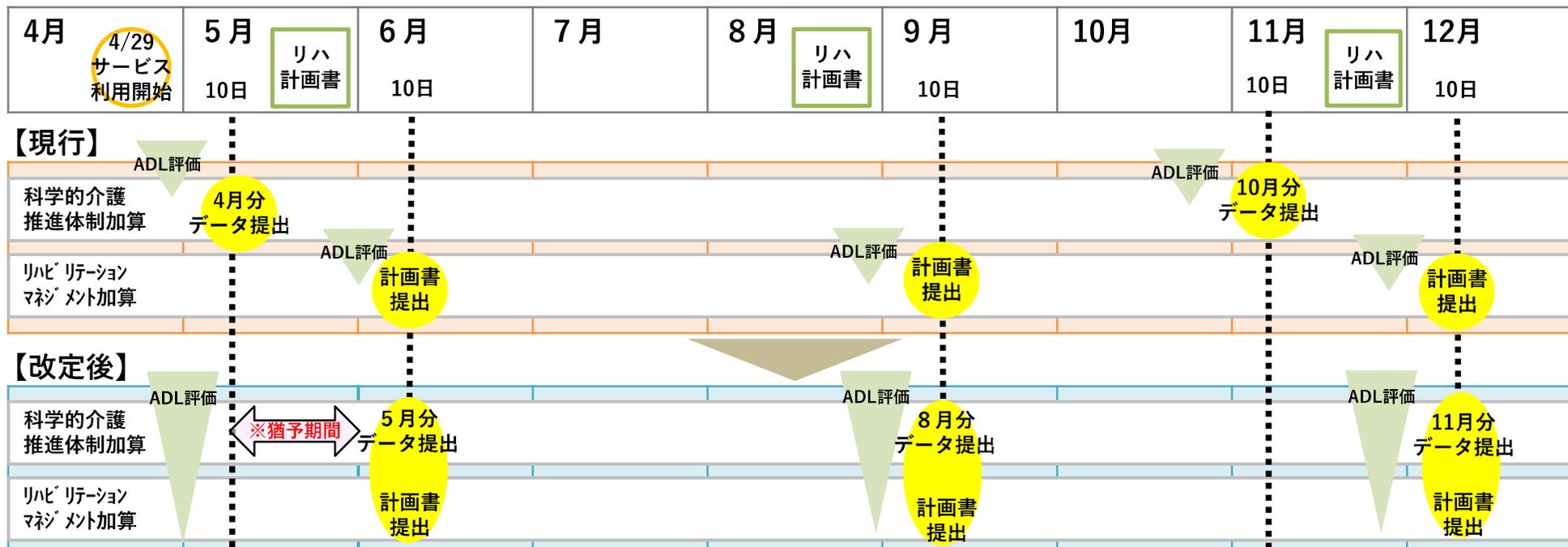
- LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。
- その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。  
<入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
  - ・ 入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
  - ・ 同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

## LIFEへのデータ提出頻度の見直し（イメージ）

- 各加算のデータ提出頻度について、サービス利用開始月より入力を求めている加算があれば、サービス利用開始後の計画策定時に入力が必要な加算もあり、同一の利用者であっても算定する加算によって入力のタイミングが異なり、事業所における入力タイミングの管理が煩雑となっている。
- LIFEへのデータ提出について、「少なくとも3か月に1回」と統一する。
- また、同一の利用者に対して複数の加算を算定する場合のデータ提出頻度を統一できるように、例えば、月末よりサービス利用を開始する場合であって、当該利用者の評価を行う時間が十分確保できない場合等、一定の条件の下で、提出期限を猶予する。

### 例：同一の利用者に科学的介護推進体制加算及びリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合

- ・ 現在、科学的介護推進体制加算はサービス利用開始月とその後少なくとも6月に1度評価を行い、翌月の10日までにデータを提出することとなっており、リハビリテーションマネジメント加算はリハビリテーション計画書策定月、及び計画変更月に加え、少なくとも3月に1度評価を行いデータを提出することとなっている。いずれの加算にもADLを含め同じ評価項目が含まれている。
- ・ これらの加算の提出タイミングを少なくとも3月に1度と統一するとともに、例えば、月末にサービスを開始した場合に、科学的介護推進体制加算のデータ提出期限に猶予期間を設けることで、評価やデータ提出のタイミングを揃えることを可能とする。



（※）一定の条件の下で、サービス利用開始翌月までにデータ提出することとしても差し支えない。ただし、その場合は利用開始月は該当の加算は算定できないこととする。

# LIFEのフィードバック見直しイメージ（事業所フィードバック）

## 基本情報

サービス

介護老人福祉施設 ▼

平均要介護度

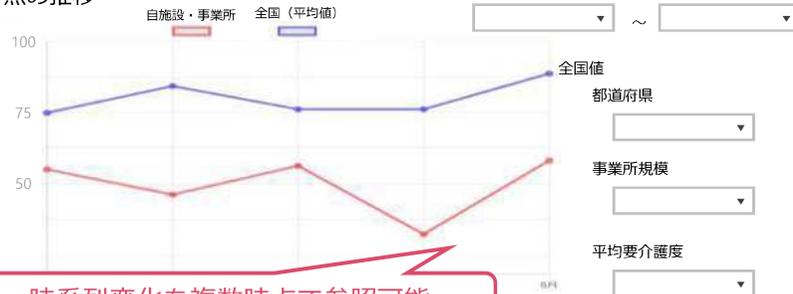
4.2

Excel形式ではなく、ブラウザ上で層別化等の設定を可能とすることで、操作性・視認性を向上

## ADL (Barthel Index) の状況

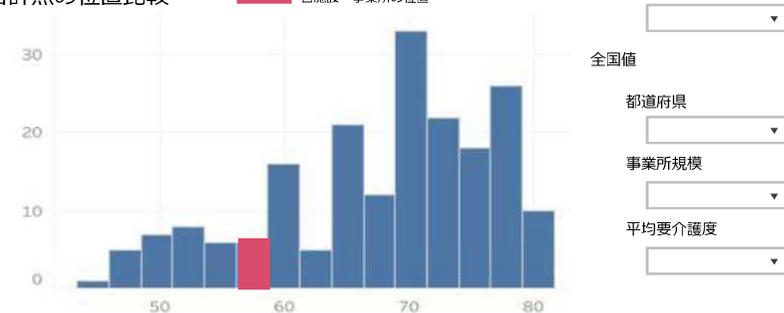
全国値に対する自施設・事業所の位置を参照可能

合計点の推移



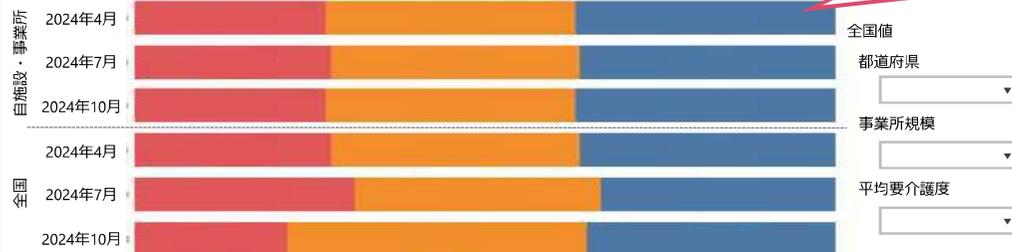
時系列変化を複数時点で参照可能

合計点の位置比較



## 栄養状態

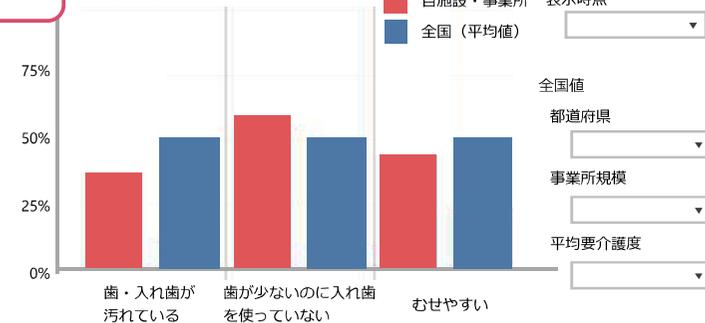
低栄養状態のリスクレベル



サービス種類、都道府県、要介護度等による絞り込みにより、全国の同じような利用者との比較が可能

## 口腔の健康状態

「あり」の割合



各施設・事業所において実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国の同じような利用者との比較を組み合わせることで、取組の効果や自施設・事業所の特徴の把握へ活用

# LIFEのフィードバック見直しイメージ（利用者フィードバック）

### 基本情報

要介護度 **要介護 4**      日常生活自立度（身体機能） **B2**      日常生活自立度（認知機能） **Ⅱ a**

サービス 介護老人福祉施設 ▼

Excel形式ではなく、ブラウザ上で層別化等の設定を可能とすることで、操作性・視認性を向上

サービス種類、都道府県、要介護度等による絞り込みにより、全国と同じような利用者との比較が可能

### ADL (Barthel Index) の状況

#### 合計点の推移

時系列変化を複数時点で参照可能

#### ADL各項目の点数

### 栄養状態

低栄養状態のリスクレベル

表示期間: [ ] ~ [ ]

2024/4	2024/7	2024/10
高	低	低

### 口腔の健康状態

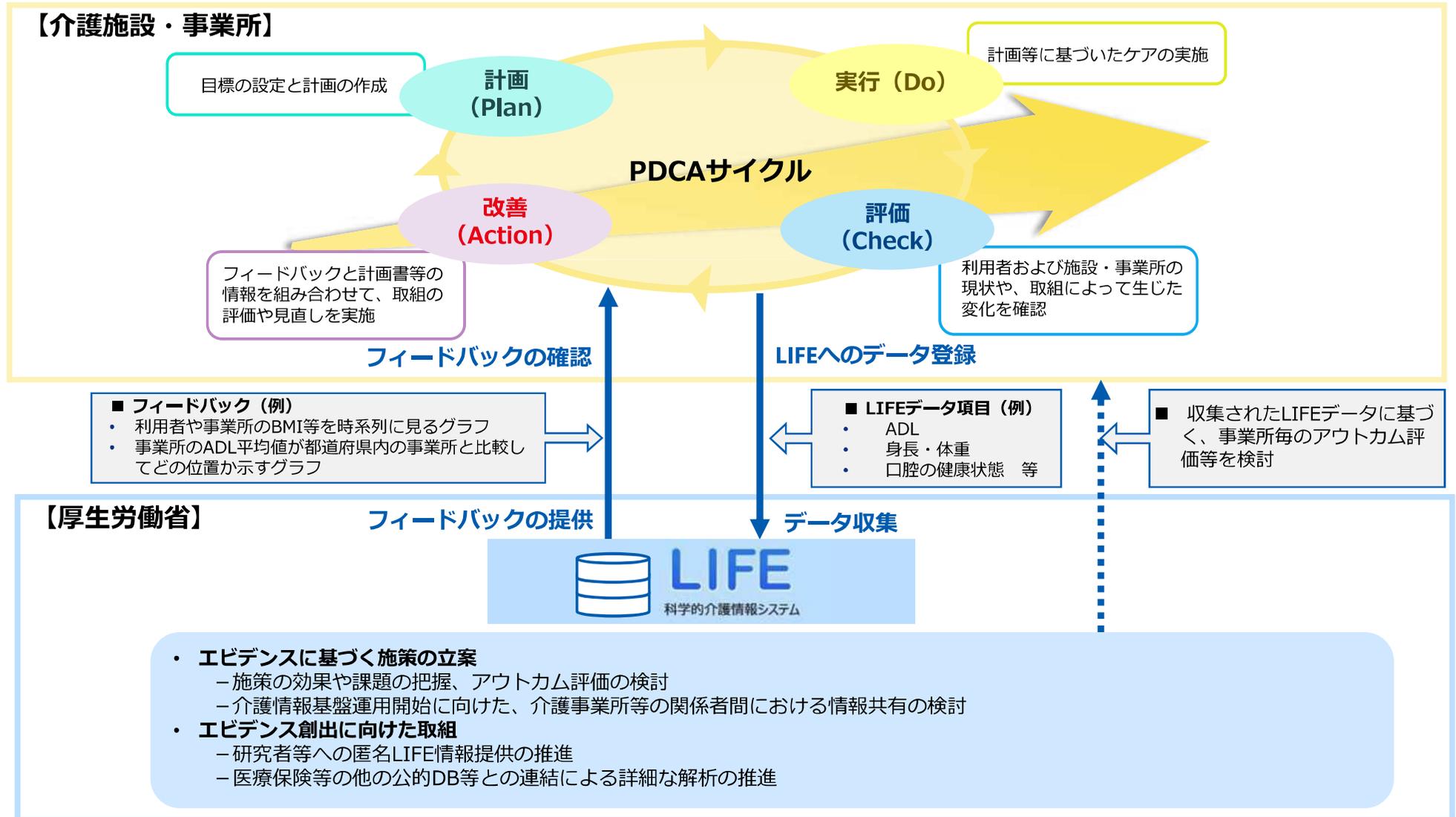
各項目の3か月間の推移

	2024/4	2024/7	2024/10
歯・入れ歯が汚れている	あり	あり	なし
歯が少ないのに入れ歯を使っていない	なし	なし	なし
むせやすい	なし	あり	あり

各利用者に対して実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国と同じような利用者との比較を組み合わせて検討することで、取組の効果や利用者の特徴の把握へ活用

# LIFEを活用した取組イメージ

○ 介護事業所においては、介護の質向上に向けてLIFEを活用したPDCAサイクルを推進する。LIFEで収集したデータも活用し、介護報酬制度を含めた施策の立案や介護DXの取組、アウトカム評価につながるエビデンス創出に向けたLIFEデータの研究利活用を推進する。



### 3. (1) ① 介護職員の処遇改善①

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

#### 概要

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
  - 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 **【告示改正】**

#### 単位数

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。

### 3. (1) ① 介護職員の処遇改善②

#### 算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。  
※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率 (※)

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率 (※)	新加算 (介護職員等処遇改善加算)	要件	対応する現行の加算等 (※)	新加算の趣旨
【24.5%】	I	<b>新加算 (Ⅱ) に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること (訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)</li> </ul>	a. 処遇改善加算 (Ⅰ) 【13.7%】 b. 特定処遇加算 (Ⅰ) 【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【22.4%】	II	<b>新加算 (Ⅲ) に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改善後の賃金年額440万円以上が1人以上</li> <li>職場環境の更なる改善、見える化 <b>【見直し】</b></li> <li><del>グループごとの配分ルール</del> <b>【撤廃】</b></li> </ul>	a. 処遇改善加算 (Ⅰ) 【13.7%】 b. 特定処遇加算 (Ⅱ) 【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【18.2%】	III	<b>新加算 (Ⅳ) に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備</li> </ul>	a. 処遇改善加算 (Ⅰ) 【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】	IV	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>新加算 (Ⅳ) の1/2 (7.2%) 以上を月額賃金で配分</b></li> <li>職場環境の改善 (職場環境等要件) <b>【見直し】</b></li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>	a. 処遇改善加算 (Ⅱ) 【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算 (Ⅰ～Ⅳ) は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

### 3.(2)① テレワークの取扱い

---

#### 概要

【全サービス（居宅療養管理指導★を除く。）】

- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。【通知改正】

### 3. (2) ② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

---

#### 概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

### 3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進①

#### 概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する新たな加算を設けることとする。【告示改正】
- 加えて、上記の要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていることを評価する区分を設けることとする。【告示改正】

#### 単位数

<現行>  
なし



<改定後>

生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) 100単位/月 (新設)  
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) 10単位/月 (新設)

### 3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進②

#### 算定要件等

##### 【生産性向上推進体制加算（Ⅰ）】（新設）

- （Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果（※1）が確認されていること。
- 見守り機器等のテクノロジー（※2）を複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

注：生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、（Ⅱ）のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、（Ⅱ）の加算を取得せず、（Ⅰ）の加算を取得することも可能である。

##### 【生産性向上推進体制加算（Ⅱ）】（新設）

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

（※1）業務改善の取組による効果を示すデータ等について

- （Ⅰ）において提供を求めるデータは、以下の項目とする。
  - ア 利用者のQOL等の変化（WHO-5等）
  - イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化
  - ウ 年次有給休暇の取得状況の変化
  - エ 心理的負担等の変化（SRS-18等）
  - オ 機器の導入による業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の変化（タイムスタディ調査）
- （Ⅱ）において求めるデータは、（Ⅰ）で求めるデータのうち、アからウの項目とする。
- （Ⅰ）における業務改善の取組による成果が確認されていることとは、ケアの質が確保（アが維持又は向上）された上で、職員の業務負担の軽減（イが短縮、ウが維持又は向上）が確認されることをいう。

（※2）見守り機器等のテクノロジーの要件

- 見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。
  - ア 見守り機器
  - イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
  - ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器（複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。）
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

### 3. (2) ⑥ 認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の見直し

#### 概要

【認知症対応型共同生活介護★】

- 令和3年度介護報酬改定における介護老人福祉施設等に係る見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直しと同様に、認知症対応型共同生活介護の夜間支援体制加算について、見直しを行う。【告示改正】

#### 単位数

< 現行 >

夜間支援体制加算 (Ⅰ) 50単位/日 (共同生活住居の数が1の場合)  
 夜間支援体制加算 (Ⅱ) 25単位/日 (共同生活住居の数が2以上の場合)

< 改定後 >

変更なし



#### 算定要件等

- 認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の人員配置要件について、現行の算定要件に加え、要件を満たし、夜勤を行う介護従業者が最低基準を0.9人以上上回っている場合にも算定を可能とすることとする。

	夜勤職員の最低基準 (1ユニット1人) への加配人数	見守り機器の利用者に対する導入割合	その他の要件
現行要件	事業所ごとに常勤換算方法で1人以上の夜勤職員又は宿直職員を加配すること。		
<b>新設要件</b>	事業所ごとに常勤換算方法で <u>0.9人以上の夜勤職員</u> を加配すること。	<u>10%</u>	<u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。</u>

- ※ 全ての開所日において夜間及び深夜の時間帯の体制が人員配置基準を上回っていること。
- ※ 宿直職員は事業所内での宿直が必要。
- ※ 併設事業所と同時並行的に宿直勤務を行う場合には算定対象外 (それぞれに宿直職員が必要)。

### 3. (2) ⑧ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

#### 概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

○ 就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生（以下「外国人介護職員」という。）については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。【告示改正】

その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。

併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

#### 算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設（適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。）に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- ・ 日本語能力試験N1又はN2に合格した者



(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第八条 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

㇏ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからヨまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)

(一) 要介護 1	765単位
(二) 要介護 2	801単位
(三) 要介護 3	824単位
(四) 要介護 4	841単位
(五) 要介護 5	859単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費(II)

(一) 要介護 1	753単位
(二) 要介護 2	788単位
(三) 要介護 3	812単位
(四) 要介護 4	828単位
(五) 要介護 5	845単位

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)

(一) 要介護 1	793単位
(二) 要介護 2	829単位
(三) 要介護 3	854単位
(四) 要介護 4	870単位
(五) 要介護 5	887単位

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(II)

(一) 要介護 1	781単位
-----------	-------

㇏ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからカまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)

(一) 要介護 1	764単位
(二) 要介護 2	800単位
(三) 要介護 3	823単位
(四) 要介護 4	840単位
(五) 要介護 5	858単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費(II)

(一) 要介護 1	752単位
(二) 要介護 2	787単位
(三) 要介護 3	811単位
(四) 要介護 4	827単位
(五) 要介護 5	844単位

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)

(一) 要介護 1	792単位
(二) 要介護 2	828単位
(三) 要介護 3	853単位
(四) 要介護 4	869単位
(五) 要介護 5	886単位

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(II)

(一) 要介護 1	780単位
-----------	-------

- (二) 要介護 2 817単位
- (三) 要介護 3 841単位
- (四) 要介護 4 858単位
- (五) 要介護 5 874単位

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、イについては所定単位数の100分の10に相当する単位数を、ロについては所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5～7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

9・10 (略)

ハ (略)

ニ 協力医療機関連携加算

注 イについて、指定認知症対応型共同生活介護事業所において、協力医療機関（指定地域密着型サービス基準第105条第

- (二) 要介護 2 816単位
- (三) 要介護 3 840単位
- (四) 要介護 4 857単位
- (五) 要介護 5 873単位

注 1 (略)

2 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

(新設)

3～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

7・8 (略)

ハ (略)

(新設)

1項に規定する協力医療機関をいう。)との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(1) 当該協力医療機関が、指定地域密着型サービス基準第105条第2項各号に掲げる要件を満たしている場合

100単位

(2) (1)以外の場合

40単位

#### ホ 医療連携体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、医療連携体制加算(I)イ、(I)ロ又は(I)ハのいずれかの加算と医療連携体制加算(II)を同時に算定する場合を除き、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 医療連携体制加算(I)イ 57単位

(2) 医療連携体制加算(I)ロ 47単位

(3) 医療連携体制加算(I)ハ 37単位

(4) 医療連携体制加算(II) 5単位

#### ヘ 退居時情報提供加算 250単位

注 イについて、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回に限り算定する。

#### ト (略)

#### 三 医療連携体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 医療連携体制加算(I) 39単位

(2) 医療連携体制加算(II) 49単位

(3) 医療連携体制加算(III) 59単位

(新設)

(新設)

#### ホ (略)

チ 認知症専門ケア加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

リ 認知症チームケア推進加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、利用者の情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1) 認知症チームケア推進加算(I) 150単位

(2) 認知症チームケア推進加算(II) 120単位

ヌ～カ (略)

ク 高齢者施設等感染対策向上加算

ハ 認知症専門ケア加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

(新設)

ト～ル (略)

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(I) 10単位

(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(II) 5単位

タ 新興感染症等施設療養費(1日につき) 240単位

(新設)

注 指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

レ 生産性向上推進体制加算

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生産性向上推進体制加算(I) 100単位

(2) 生産性向上推進体制加算(II) 10単位

ロ (略)

ヲ (略)

リ 介護職員処遇改善加算

ヲ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める

様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからソまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからソまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからソまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

#### ネ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからソまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからソまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

#### ナ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事

様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

#### カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

#### ク 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事

業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、イからソまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	546単位
(2) 要介護2	614単位
(3) 要介護3	685単位
(4) 要介護4	750単位
(5) 要介護5	820単位

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	546単位
(2) 要介護2	614単位
(3) 要介護3	685単位
(4) 要介護4	750単位
(5) 要介護5	820単位

注1・2（略）

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、イについては所定単位数の100分の10に相当する単位数を、ロについては所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合して

業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、イからヲまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	542単位
(2) 要介護2	609単位
(3) 要介護3	679単位
(4) 要介護4	744単位
(5) 要介護5	813単位

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	542単位
(2) 要介護2	609単位
(3) 要介護3	679単位
(4) 要介護4	744単位
(5) 要介護5	813単位

注1・2（略）

3 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

（新設）

（新設）

4 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合して

第九条 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

(削る)

5 認知症対応型共同生活介護費

イ～ソ (略)

ツ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからソまでにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからソまでにより算定した単位数の1000分の178に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからソまでにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからソまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

- 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施している

定した単位数の1000分の12に相当する単位数

ソ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからヨまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 認知症対応型共同生活介護費

イ～ソ (略)

ツ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからソまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからソまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからソまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

(新設)

ものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからソまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからソまでにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからソまでにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからソまでにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからソまでにより算定した単位数の1000分の133に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからソまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからソまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからソまでにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからソまでにより算定した単位数の1000分の112に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからソまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからソまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからソまでにより算

- 定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからソまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからソまでにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

(削る)

(削る)

- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- イ〜ル (略)
- ヲ 介護職員等処遇改善加算
- 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の

ネ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからソまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからソまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ナ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、イからソまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- イ〜ル (略)
- ヲ 介護職員等処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の

(指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十三条 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省

告示第百二十八号)の一部を次の表のように改正する。

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の100分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 761単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 749単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 789単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) 777単位

注1（略）

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、イについては所定単位数の100分の10に相当する単位数を、ロについては所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5～7（略）

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからヌまでにより算定した単位数の100分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 760単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 748単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 788単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) 776単位

注1（略）

2 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

(新設)

3～5（略）

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は算定しない。

9 (略)

ハ (略)

ニ 退居時情報提供加算 250単位

注 イについて、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回に限り算定する。

ホ (略)

ヘ 認知症専門ケア加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

ト 認知症チームケア推進加算

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は算定しない。

7 (略)

ハ (略)

(新設)

ニ (略)

ホ 認知症専門ケア加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

(新設)

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、利用者の情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| (1) 認知症チームケア推進加算(I)  | 150単位 |
| (2) 認知症チームケア推進加算(II) | 120単位 |

チ～ヲ (略)

ワ 高齢者施設等感染対策向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- |                        |      |
|------------------------|------|
| (1) 高齢者施設等感染対策向上加算(I)  | 10単位 |
| (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(II) | 5単位  |

カ 新興感染症等施設療養費（1日につき） 240単位

注 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上

へ～ヌ (略)  
(新設)

(新設)

で、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

ヨ 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 生産性向上推進体制加算(I) 100単位
- (2) 生産性向上推進体制加算(II) 10単位

タ (略)

レ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからタまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからタまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからタまでにより算定した

(新設)

ル (略)

ヲ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからルまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからルまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからルまでにより算定した

単位数の1000分の45に相当する単位数

ㇿ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからタまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからタまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ㇾ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、イからタまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

単位数の1000分の45に相当する単位数

ㇿ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからルまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからルまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ㇾ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第十四条 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

(削る)

### 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ～タ (略)

#### レ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからルまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからルまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

#### カ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ～タ (略)

#### レ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからタまでにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数
  - (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからタまでにより算定した単位数の1000分の178に相当する単位数
  - (3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからタまでにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数
  - (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからタまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数
2. 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからタまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
  - (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからタまでにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数
  - (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからタまでにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数
  - (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからタまでにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数
  - (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからタまでにより算定した単位数の1000分の133に相当する単位数
  - (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからタまでにより算

- 。
- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからタまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
  - (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからタまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
  - (3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからタまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

(新設)

- 定した単位数の1000分の125に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからタまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからタまでにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからタまでにより算定した単位数の1000分の112に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからタまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからタまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからタまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからタまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからタまでにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

(削る)

ㇿ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからタまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからタまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

(削る)

ツ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、イからタまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）（抄）

新	旧
<p>第1 届出手続の運用</p> <p>1 届出の受理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子情報処理組織による届出</p> <p>① (1)の規定にかかわらず、届出は厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）や電子メールの利用等により行わせることができる。</p> <p>② (1)の規定にかかわらず、届出のうち、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表及び指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表において、電子情報処理組織を使用する方法によるとされた届出については、<u>電子情報処理組織を使用する方法（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法）により行わせることとする。なお、市町村長等が電子情報処理組織を使用する方法による届出の受理の準備を完了するまでの間は、この限りでない。</u></p> <p>③ ①、②の電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出については、書面等により行われたものとみなして、本通知及びその他の当該届出に関する通知の規定を適用する。</p> <p>④ 電子情報処理組織を使用する方法や電子メールの利用等により行われた届出は、当該届出を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 届出に係る加算等の算定の開始時期 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型通所介護若しくは</p>	<p>第1 届出手続の運用</p> <p>1 届出の受理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子情報処理組織による届出</p> <p>① (1)の規定にかかわらず、届出は電子情報処理組織（届出が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。ただし、当該行政機関等の使用に係る電子計算機と接続した際に当該行政機関等からプログラムが付与される場合は、その付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えているものに限る。以下同じ。）を使用する方法により行わせることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>② ①の電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出については、書面等により行われたものとみなして、本通知及びその他の当該届出に関する通知の規定を適用する。</p> <p>③ 電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出は、当該届出を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 届出に係る加算等の算定の開始時期 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型通所介護若しくは</p>

介護予防小規模多機能型居宅介護における届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。ただし、令和6年4月から算定を開始する加算等の届出については、前記にかかわらず、同年4月1日以前になされていけば足りるものとする。

認知症対応型共同生活介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（いずれも短期利用型を含む。）、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始するものとする。

2～6（略）

## 第2 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

### 1 通則

(1)～(6)（略）

(7) 常勤換算方法による職員数の算定方法等について

暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。

その他、常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおりとすること。

① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に講じる所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられてい

介護予防小規模多機能型居宅介護における届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。ただし、令和3年4月から算定を開始する加算等の届出については、前記にかかわらず、同年4月1日以前になされていけば足りるものとする。

認知症対応型共同生活介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（いずれも短期利用型を含む。）、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始するものとする。

2～6（略）

## 第2 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

### 1 通則

(1)～(6)（略）

(7) 常勤換算方法による職員数の算定方法等について

暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。

その他、常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおりとすること。

① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可

る場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うことを可能とする。

- ② 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業、同条第 2 号に規定する介護休業、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。

(8)～(13) (略)

14) 令和 6 年 4 月から 5 月までの取扱い

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 86 号）において、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善 3 加算」）の一本化は令和 6 年 6 月施行となっているところ、令和 6 年 4 月から 5 月までの間の処遇改善 3 加算の内容については、別途通知（「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

(1) 基本単位の算定について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（定期巡回・随時対応型訪問介護看護費Ⅲの(2)又は(3)若しくは(4)を算定する場合を除く）を算定する場合

能とする。

- ② 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業、同条第 2 号に規定する介護休業、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。

(8)～(13) (略)

(新設)

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

(1) 基本単位の算定について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定する場合については、月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、所定単位数を

- 2 17を準用する。
- 18 科学的介護推進体制加算について  
3の2 21を準用する。
- 19 生産性向上推進体制加算について  
生産性向上推進体制加算の内容については、別途通知（「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」）を参照すること。
- 20 サービス提供体制強化加算の取扱い
- ① 2 20①、②及び④から⑦まで並びに4 20②を参照のこと。
- ② (略)
- 21 介護職員等処遇改善加算について  
2の21を準用する。  
(削る)
- (削る)
- 6 認知症対応型共同生活介護費
- (1) (略)
- (2) 身体拘束廃止未実施減算について  
5(3)を準用する。
- (3) 高齢者虐待防止措置未実施減算について  
2の(5)を準用する。

- 2 14を準用する。
- 15 科学的介護推進体制加算について  
3の2 19を準用する。  
(新設)
- 16 サービス提供体制強化加算の取扱い
- ① 2 16①、②及び④から⑦まで並びに4 18②を参照のこと。
- ② (略)
- 17 介護職員処遇改善加算について  
2の17を準用する。
- 18 介護職員等特定処遇改善加算について  
2の18を準用する。
- 19 介護職員等ベースアップ等支援加算について  
2の19を準用する。
- 6 認知症対応型共同生活介護費
- (1) (略)
- (2) 身体拘束廃止未実施減算について  
身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定地域密着型サービス基準第97条第6項の記録（同条第5項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第7項に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。  
(新設)

- (4) 業務継続計画未策定減算について  
3の2(3)を準用する。
- (5) 夜間支援体制加算について
- ① 認知症対応型共同生活介護事業所の1の共同生活住居につき、夜間及び深夜の時間帯を通じて1の介護従業者を配置している場合に、それに加えて常勤換算方法で1以上の介護従業者又は1以上の宿直勤務に当たる者を配置した場合に算定するものとする。
- ② 施設基準第32号イの(4)のただし書きに規定する見守り機器(利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。以下同じ。)を使用する場合における基準については、必要となる介護従業者の数が0.9を加えた数以上である場合においては、次の要件を満たすこととする。
- a 利用者の10分の1以上の数の見守り機器を設置すること。
- b 「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」は、3月に1回以上行うこととする。「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- ③ 全ての開所日において、夜間及び深夜の時間帯の体制が人員配置基準を上回っているものとする。
- (6) (略)
- (7) 若年性認知症利用者受入加算について  
3の2(6)を準用する。
- (8) 利用者が入院したときの費用の算定について
- ① 注9により入院時の費用を算定する指定認知症対応型共同生活介護事業所は、あらかじめ、利用者に対して、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護

- (新設)
- (3) 夜間支援体制加算について  
当該加算は、認知症対応型共同生活介護事業所の1の共同生活住居につき、夜間及び深夜の時間帯を通じて1の介護従業者を配置している場合において、それに加えて常勤換算方法で1以上の介護従業者又は1以上の宿直勤務に当たる者を配置した場合に算定するものとする。ただし、全ての開所日において、夜間及び深夜の時間帯の体制が人員配置基準を上回っているものとする。
- (4) (略)
- (5) 若年性認知症利用者受入加算について  
3の2(4)を準用する。
- (6) 利用者が入院したときの費用の算定について
- ① 注7により入院時の費用を算定する指定認知症対応型共同生活介護事業所は、あらかじめ、利用者に対して、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護

事業所に円滑に入居することができる体制を確保していることについて説明を行うこと。

イ～ニ (略)

- ② 入院の期間には初日及び最終日は含まないので、連続して8日間入院を行う場合は、6日と計算される。

(例)

入院期間：3月1日～3月8日（8日間）

3月1日 入院の開始……所定単位数を算定

3月2日～3月7日（6日間）……1日につき246単位を算定可

3月8日 入院の終了……所定単位数を算定

③・④ (略)

⑤ 入院時の取扱い

イ 入院時の費用の算定にあたって、1回の入院で月をまたがる場合は、最大で12日分まで入院時の費用の算定が可能であること。

(例) 月をまたがる入院の場合

入院期間：1月25日～3月8日

1月25日 入院……所定単位数を算定

1月26日～1月31日（6日間）……1日につき246単位を算定可

2月1日～2月6日（6日間）……1日につき246単位を算定可

2月7日～3月7日……費用算定不可

3月8日 退院……所定単位数を算定

ロ (略)

(9)・(10) (略)

(11) 協力医療機関連携加算について

- ① 本加算は、高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携体制を構築する観点から、入居者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、入居者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的開催することを評価するものである。

- ② 会議では、特に協力医療機関に対して診療の求めを行うこととなる

事業所に円滑に入居することができる体制を確保していることについて説明を行うこと。

イ～ニ (略)

- ② 入院の期間には初日及び最終日は含まないので、連続して7泊の入院を行う場合の入院期間は、6日と計算される。

(例)

入院期間：3月1日～3月8日（8日間）

3月1日 入院の開始……所定単位数を算定

3月2日～3月7日（6日間）……1日につき246単位を算定可

3月8日 入院の終了……所定単位数を算定

③・④ (略)

⑤ 入院時の取扱い

イ 入院時の費用の算定にあたって、1回の入院で月をまたがる場合は、最大で連続13泊（12日分）まで入院時の費用の算定が可能であること。

(例) 月をまたがる入院の場合

入院期間：1月25日～3月8日

1月25日 入院……所定単位数を算定

1月26日～1月31日（6日間）……1日につき246単位を算定可

2月1日～2月6日（6日間）……1日につき246単位を算定可

2月7日～3月7日……費用算定不可

3月8日 退院……所定単位数を算定

ロ (略)

(7)・(8) (略)

(新設)

可能性が高い入居者や新規入居者を中心に情報共有や対応の確認等を行うこととし、毎回の会議において必ずしも入居者全員について詳細な病状等を共有しないこととしても差し支えない。

③ 協力医療機関が指定地域密着型サービス基準第 105 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する要件を満たしている場合には(1)の 100 単位、それ以外の場合には(2)の 40 単位を加算する。(1)について、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該要件を満たす場合には、それぞれの医療機関と会議を行う必要がある。(1)を算定する場合において、指定地域密着型サービス基準第 105 条第 3 項に規定する届出として当該要件を満たす医療機関の情報を市町村長に届け出ている場合には、速やかに届け出ること。

④ 「会議を定期的に開催」とは、概ね月に 1 回以上開催されている必要がある。ただし、電子的システムにより当該協力医療機関において、当該事業所の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年 3 回以上開催することで差し支えないこととする。なお、協力医療機関へ診療の求めを行う可能性の高い入居者がいる場合においては、より高い頻度で情報共有等を行う会議を実施することが望ましい。

⑤ 会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

⑥ 本加算における会議は、指定地域密着型サービス基準第 105 条第 3 項に規定する、入居者の病状が急変した場合の対応の確認と一体的に行うこととしても差し支えない。

⑦ 会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。

(12) 医療連携体制加算について

① (略)

② 医療連携体制加算(1)の体制について、利用者の状態の判断や、認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師の確保を要することとしており、准看護師では本加算は認められない。

(9) 医療連携体制加算について

① (略)

② 医療連携体制加算(1)の体制について、利用者の状態の判断や、認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師の確保を要することとしており、准看護師では本加算は認められない。

また、看護師の確保については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該認知症対応型共同生活介護事業所の職員と他の事業所の職員を併任する職員として確保することも可能である。

- ③ 医療連携体制加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅰ)ハの体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、
- ・ 利用者に対する日常的な健康管理
  - ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整
  - ・ 看取りに関する指針の整備
- 等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。
- ④ 医療連携体制加算(Ⅰ)ロの体制については、事業所の職員として看護師又は准看護師を常勤換算方法により1名以上配置することとしているが、当該看護職員が准看護師のみの体制である場合には、病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携を要することとしている。
- ⑤ 医療連携体制加算(Ⅱ)を算定する事業所においては、③のサービス提供に加えて、協力医療機関等との連携を確保しつつ、医療ニーズを有する利用者が、可能な限り認知症対応型共同生活介護事業所で療養生活を継続できるように必要な支援を行うことが求められる。

加算の算定に当たっては、施設基準第34号三の(2)に規定する利用者による利用実績（短期利用認知症対応型共同生活介護を利用する者を含む。）があり、当該利用者が療養生活を送るために必要な支援を行っていることを要件としている。

イ 同号三の(2)の(一)に規定する「喀痰吸引を実施している状態」とは、認知症対応型共同生活介護の利用中に喀痰吸引を要する利用者に対して、実際に喀痰吸引を実施している状態である。

ロ 同号三の(2)の(二)に規定する「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において1週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。

ハ 同号三の(2)の(三)に規定する「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又

また、看護師の確保については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該認知症対応型共同生活介護事業所の職員と他の事業所の職員を併任する職員として確保することも可能である。

- ③ 医療連携体制加算(Ⅰ)の体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、
- ・ 利用者に対する日常的な健康管理
  - ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整
  - ・ 看取りに関する指針の整備
- 等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。
- ④ 医療連携体制加算(Ⅱ)の体制については、事業所の職員として看護師又は准看護師を常勤換算方法により1名以上配置することとしているが、当該看護職員が准看護師のみの体制である場合には、病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携を要することとしている。
- ⑤ 医療連携体制加算(Ⅱ)又は医療連携体制加算(Ⅲ)を算定する事業所においては、③のサービス提供に加えて、協力医療機関等との連携を確保しつつ、医療ニーズを有する利用者が、可能な限り認知症対応型共同生活介護事業所で療養生活を継続できるように必要な支援を行うことが求められる。

加算の算定に当たっては、施設基準第34号ロの(3)に規定する利用者による利用実績（短期利用認知症対応型共同生活介護を利用する者を含む。）があり、当該利用者が療養生活を送るために必要な支援を行っていることを要件としている。

イ 同号ロの(3)の(一)に規定する「喀痰吸引を実施している状態」とは、認知症対応型共同生活介護の利用中に喀痰吸引を要する利用者に対して、実際に喀痰吸引を実施している状態である。

ロ 同号ロの(3)の(二)に規定する「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において1週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。

ハ 同号ロの(3)の(三)に規定する「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又



注射によりインスリンを補う必要がある利用者に対して、実際にインスリン注射を実施している状態である。

⑥ (略)

13 退居時情報提供加算について

① 入居者が退所退居して医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して、入居者を紹介するに当たっては、別紙様式9の文書に必要な事項を記載の上、当該医療機関に交付するとともに、交付した文書の写しを介護記録等に添付すること。

② 入居者が医療機関に入院後、当該医療機関を退院し、同一月に再度当該医療機関に入院する場合には、本加算は算定できない。

14・15 (略)

16 認知症チームケア推進加算について

認知症チームケア推進加算の内容については、別途通知(「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について」)を参照すること。

17~19 (略)

20 口腔・栄養スクリーニング加算について

① 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング(以下「口腔スクリーニング」という。)及び栄養状態のスクリーニング(以下「栄養スクリーニング」という。)は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握すること。

② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。ただし、イのg及びhについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行うこと。

なお、口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、別途通知(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」)を参照するとともに、口腔スクリーニングの実施に当たっては、「入院(所)中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」(令和6年3月日本歯科医学会)等の関連学会が示す記載等も参考にされたい。

⑥ (略)  
(新設)

10・11 (略)  
(新設)

12~14 (略)

15 口腔・栄養スクリーニング加算について  
3の2 17①及び③を準用する。

イ 口腔スクリーニング

- a 開口ができない者
- b 歯の汚れがある者
- c 舌の汚れがある者
- d 歯肉の腫れ、出血がある者
- e 左右両方の奥歯でしっかりかみしめることができない者
- f むせがある者
- g ぶくぶくうがいができない者
- h 食物のため込み、残留がある者

ロ 栄養スクリーニング

- a BMIが18.5未満である者
- b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者
- c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者
- d 食事摂取量が不良(75%以下)である者

(21) 科学的介護推進体制加算について

3の2(21)を準用する。

(22) 高齢者施設等感染対策向上加算(1)について

① 高齢者施設等感染対策向上加算(1)は、高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を評価するものであること。

② 高齢者施設等において感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも1年に1回以上参加し、指導及び助言を受けること。院内感染対策に関する研修又は訓練については、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算(以下、感染対策向上加算という。)又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンスや職員向けに実施する院内感染対策に関する研修、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスを対象とする。

(16) 科学的介護推進体制加算について

3の2(19)を準用する。

(新設)

- ③ 指定地域密着型サービス基準第108条により準用する第33条第2項に基づき、介護職員その他の従業員に対して実施する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容について、上記の医療機関等における研修又は訓練の内容を含めたものとする。
- ④ 指定地域密着型サービス基準第105条第4項において、指定認知症対応型共同生活介護事業所は、入居者が新興感染症に感染した際に、感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしており、加算の算定に当たっては、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。新興感染症発生時等の対応としては、感染発生時等における相談、感染者の診療、入院の要否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象となる第二種協定指定医療機関は診療所、病院に限る。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。
- ⑤ 季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に高齢者施設等において流行を起しやすい感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入所者に対して適切に医療が提供される体制が構築されていること。特に新型コロナウイルス感染症については、「高齢者施設等における医療機関との連携体制等にかかる調査の結果について（令和5年12月7日付事務連絡）」のとおり新型コロナウイルス感染症の対応を行う医療機関との連携状況等を調査しており、引き続き感染者の対応が可能な医療機関との連携体制を確保していること。
- (23) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ)について
- ① 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ)は、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、少なくとも3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に、月1回算定するもの。
- ② 実地指導については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関において設置された感染制御チームの専任の医師又は看護師等が行うことが想定される。
- ③ 指定地域密着型サービス基準第108条により準用する第33条第2項に基づき、介護職員その他の従業員に対して実施する感染症の予防及

(新設)

びまん延の防止のための研修及び訓練の内容について、上記の医療機関による実地指導の内容を含めたものとする。

(24) 新興感染症等施設療養費について

① 新興感染症等施設療養費は、新興感染症のパンデミック発生時等において、事業所内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者の療養を施設内で行うことを評価するものである。

② 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて厚生労働大臣が指定する。令和6年4月時点においては、指定している感染症はない。

③ 適切な感染対策とは、手洗いや个人防护具の着用等の標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底、ゾーニング、コホーティング、感染者以外の入所者も含めた健康観察等を指し、具体的な感染対策の方法については、「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」を参考とすること。

(25) 生産性向上推進体制加算について

5(19)を準用する。

(26) サービス提供体制強化加算について

① 2(20)④から⑦まで、4(20)②及び5(20)②を準用する。

② (略)

(27) 介護職員等処遇改善加算について

2の(21)を準用する。

(削る)

(削る)

7 地域密着型特定施設入居者生活介護費

(1)・(2) (略)

(3) 身体拘束廃止未実施減算について

5(3)を準用する。

(新設)

(新設)

(17) サービス提供体制強化加算について

① 2(16)④から⑦まで、4(18)②及び5(16)②を準用する。

② (略)

(18) 介護職員等処遇改善加算について

2の(17)を準用する。

(19) 介護職員等特定処遇改善加算について

2の(18)を準用する。

(20) 介護職員等ベースアップ等支援加算について

2の(19)を準用する。

7 地域密着型特定施設入居者生活介護費

(1)・(2) (略)

(3) 身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、地域密着型サービス基準第118条第5項の記録（同条第4項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第6項に規定する措置を講じていない場合に、入居者全員

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

: 令和6年4月改定箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			被介護者の認知症の程度が認定基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超過する場合	介護従事者の人数が基準に満たない場合	身体障害者等請求免除減算	高齢者の割合が一定以上であること	認知症対応型共同生活介護費	認知症対応型共同生活介護費	認知症対応型共同生活介護費	認知症対応型共同生活介護費	認知症対応型共同生活介護費
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 252 単位)										
		要介護2 ( 264 単位)										
		要介護3 ( 276 単位)										
		要介護4 ( 288 単位)										
		要介護5 ( 300 単位)										
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 264 単位)										
		要介護2 ( 276 単位)										
		要介護3 ( 288 単位)										
		要介護4 ( 300 単位)										
		要介護5 ( 312 単位)										
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 231 単位)										
		要介護2 ( 243 単位)										
		要介護3 ( 255 単位)										
		要介護4 ( 267 単位)										
		要介護5 ( 279 単位)										
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 243 単位)										
		要介護2 ( 255 単位)										
		要介護3 ( 267 単位)										
		要介護4 ( 279 単位)										
		要介護5 ( 291 単位)										
注 入居費用			利用者が仮住又は診療所への入居を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に於いて1日につき246単位を算定									
注 療養介護加算 (4を算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日前31日以上45日以下	(1日につき 72単位を加算)										
	(2) 死亡日前4日以上30日以下	(1日につき 144単位を加算)										
	(3) 死亡日前2日又は3日	(1日につき 680単位を加算)										
	(4) 死亡日	(1日につき 1,280単位を加算)										
ハ 初回加算 (4を算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)											
ニ 療養介護加算 (4を算定する場合のみ算定)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)に於いて介護費が100単位未満の場合	(1日につき 100単位を加算)										
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)に於いて介護費が100単位未満の場合	(1日につき 100単位を加算)										
ホ 介護連携加算	(1) 介護連携加算(Ⅰ)	(1日につき 67単位を加算)										
	(2) 介護連携加算(Ⅱ)	(1日につき 41単位を加算)										
	(3) 介護連携加算(Ⅲ)	(1日につき 37単位を加算)										
	(4) 介護連携加算(Ⅳ)	(1日につき 37単位を加算)										
ヘ 認知症対応型共同生活介護費 (4を算定する場合のみ算定)	(220単位を加算)											
ト 認知症対応型共同生活介護費 (4を算定する場合のみ算定)	(400単位を加算(利用者1人につき1割を限度))											
チ 認知症専門ケア加算 (4を算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)										
リ 認知症対応型共同生活介護費 (4を算定する場合のみ算定)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	(1日につき 158単位を加算)										
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	(1日につき 120単位を加算)										
ニ 生活情報向上連携加算	(1) 生活情報向上連携加算(Ⅰ)	(1日につき 100単位を加算)										
	(2) 生活情報向上連携加算(Ⅱ)	(1日につき 200単位を加算)										
ヒ 介護連携加算 (4を算定する場合のみ算定)	(1日につき +30単位を加算)											
ヘ 自動運転管理加算 (4を算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)											
コ 自動運転管理加算 (4を算定する場合のみ算定)	(1日につき 20単位を加算(6月1日開始))											
カ 科学的介護推進加算 (4を算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)											
キ 高齢者福祉推進加算(Ⅰ)	(1) 高齢者福祉推進加算(Ⅰ)	(1日につき 10単位を加算)										
	(2) 高齢者福祉推進加算(Ⅱ)	(1日につき 5単位を加算)										
ク 高齢者福祉推進加算(Ⅲ)	(1月につき 1日、連続する30日を算定して、240単位を算定)											
ケ 生活向上連携加算	(1) 生活情報向上連携加算(Ⅰ)	(1日につき 100単位を加算)										
	(2) 生活情報向上連携加算(Ⅱ)	(1日につき 100単位を加算)										
コ 福祉向上連携加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)										
サ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×111/1000)	注 所定単位数は、イからロまでに算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×81/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×45/1000)										
シ 介護職員等特別処遇改善加算	(1) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×31/1000)	注 所定単位数は、イからロまでに算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×23/1000)										
ス 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき +所定単位数×23/1000)		注 所定単位数は、イからロまでに算定した単位数の合計									

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支援費標準額に含まれる。  
 ※ 療養介護加算(4)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 介護連携加算(4)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 介護職員等特別処遇改善加算(1)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 介護職員等特別処遇改善加算(2)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 介護職員等特別処遇改善加算(3)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 生活情報向上連携加算(1)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 生活情報向上連携加算(2)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 介護連携加算(4)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 自動運転管理加算(4)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 科学的介護推進加算(4)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 高齢者福祉推進加算(1)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 高齢者福祉推進加算(2)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 生活情報向上連携加算(1)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 生活情報向上連携加算(2)を算定する場合のみ算定。  
 ※ サービス提供体制強化加算(1)を算定する場合のみ算定。  
 ※ サービス提供体制強化加算(2)を算定する場合のみ算定。  
 ※ サービス提供体制強化加算(3)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(1)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(2)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(3)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 介護職員等特別処遇改善加算(1)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 介護職員等特別処遇改善加算(2)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 介護職員等特別処遇改善加算(3)を算定する場合のみ算定。  
 ※ 介護職員等ベースアップ等支援加算(1)を算定する場合のみ算定。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注			
			活動を行う職員の数や勤務条件を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従事者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束禁止未実施加算	運動・生活向上指導未実施加算	認知症対応型介護費	コミュニケーションを行う職員の員数を2人以上とする場合	変態支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理的対応加算	認知症対応型利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日割を 原簿)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (749 単位)											
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日割を 原簿)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (777 単位)											
注 入居費費用			利用者が病加又は診療所への入居を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき248単位を算定										
1. 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
2. 認知症対応型加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
3. 認知症対応型加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
4. 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
5. 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 150単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 120単位を加算)										
6. 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)										
7. 栄養管理加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)										
8. 口腔衛生管理加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
9. 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
10. 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
11. 高齢者施設等受入対応向上加算			(1) 高齢者施設等受入対応向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等受入対応向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)										
12. 認知症対応型加算			(1月につき1回、連続して65日を限度として、240単位を算定)										
13. 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき、100単位を加算) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき、10単位を加算)										
14. サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
15. 介護職員処遇改善加算			注 所定単位数は、イからロまでにより算定した単位数の合計 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×111/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×81/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×45/1000)										
16. 介護職員等特定処遇改善加算			注 所定単位数は、イからロまでにより算定した単位数の合計 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×31/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×23/1000)										
17. 介護職員等ベースアップ等 支援加算			注 所定単位数は、イからロまでにより算定した単位数の合計 (1月につき +所定単位数×23/1000)										
※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。													
※ 介護費加算率は事業年度ごとに、イを算定する場合は、前月1日までの適用とする。													
※ 高齢者施設等受入対応向上加算については、当該施設が認知症対応型共同生活介護施設に認定されている場合は、令和7年3月31日までの経過措置がない。													
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。													

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

: 令和6年6月改定箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) 介護種別 要介護1 ( 765 単位) 要介護2 ( 681 単位) 要介護3 ( 641 単位) 要介護4 ( 639 単位) 要介護5 ( 753 単位) 要介護6 ( 788 単位) 要介護7 ( 812 単位) 要介護8 ( 838 単位) 要介護9 ( 845 単位) 要介護1 ( 793 単位) 要介護2 ( 639 単位) 要介護3 ( 634 単位) 要介護4 ( 679 単位) 要介護5 ( 687 単位) 要介護6 ( 781 単位) 要介護7 ( 817 単位) 要介護8 ( 841 単位) 要介護9 ( 838 単位) 要介護1 ( 874 単位)	内容を行う職員の勤務条件に準ずる場合	利用者の数が増える場合	介護従事者の人数が標準に満たない場合	身体障害者認定未定加算	高齢者身体障害認定未定加算	要介護種別加算未定加算	3ユニットで稼働を行う職員の人数が2人以上とする場合	居室整備加算(Ⅰ)	居室整備加算(Ⅱ)	認知症行動療法提供加算	身体障害者認定未定加算
ロ 転居利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 転居利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) 介護種別 要介護1 ( 765 単位) 要介護2 ( 681 単位) 要介護3 ( 641 単位) 要介護4 ( 639 単位) 要介護5 ( 753 単位) 要介護6 ( 788 単位) 要介護7 ( 812 単位) 要介護8 ( 838 単位) 要介護9 ( 845 単位) 要介護1 ( 793 単位) 要介護2 ( 639 単位) 要介護3 ( 634 単位) 要介護4 ( 679 単位) 要介護5 ( 687 単位) 要介護6 ( 781 単位) 要介護7 ( 817 単位) 要介護8 ( 841 単位) 要介護9 ( 838 単位) 要介護1 ( 874 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100		1日につき +50単位	1日につき +25単位		1日につき +120単位
(2) 転居利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)								1日につき -50単位		1日につき +25単位		
(1) 転居利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)								1日につき +50単位		1日につき +25単位		
(2) 転居利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)								1日につき -50単位		1日につき +25単位		

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
ハ 入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を超過して予定単位数に代えて1日につき240単位を算定								
注	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算)								
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)								
	(3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)								
	(4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)								
ハ	初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)							
ニ	加齢調整費加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 指圧・診療を行う体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1日につき 100単位を加算)							
		(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 40単位を加算)							
ホ	医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算Ⅰ(イ) (1日につき 57単位を加算)							
		(2) 医療連携体制加算Ⅰ(ロ) (1日につき 47単位を加算)							
		(3) 医療連携体制加算Ⅰ(ハ) (1日につき 57単位を加算)							
		(4) 医療連携体制加算Ⅰ(ニ) (1日につき 57単位を加算)							
ヘ	認知症対応型加算 (イを算定する場合のみ算定)	(250単位を加算)							
ト	認知症対応型加算 (イを算定する場合のみ算定)	(400単位を加算(利用者1人につき1回を標準))							
チ	認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)							
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)							
リ	認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)							
		(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)							
ヌ	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)							
		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)							
ル	栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき +30単位を加算)							
ヲ	口腔ケア支援体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 20単位を加算(5月に1回を標準))							
カ	科学的介護支援体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)							
コ	高齢者施設等連携対策向上加算	(1) 高齢者施設等連携対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)							
		(2) 高齢者施設等連携対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)							
ク	納税負担軽減等施設費加算	(1月に1回、連続する5日を超えて、240単位を算定)							
ケ	生活性向上推進体制加算	(1) 生活性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)							
		(2) 生活性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)							
コ	サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)							
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)							
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)							

イ	認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 765 単位) 要介護2 ( 681 単位) 要介護3 ( 641 単位) 要介護4 ( 639 単位) 要介護5 ( 753 単位) 要介護6 ( 788 単位) 要介護7 ( 812 単位) 要介護8 ( 838 単位) 要介護9 ( 845 単位) 要介護1 ( 793 単位) 要介護2 ( 639 単位) 要介護3 ( 634 単位) 要介護4 ( 679 単位) 要介護5 ( 687 単位) 要介護6 ( 781 単位) 要介護7 ( 817 単位) 要介護8 ( 841 単位) 要介護9 ( 838 単位) 要介護1 ( 874 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100		1日につき +50単位	1日につき +25単位		1日につき +120単位
ロ	転居利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 765 単位) 要介護2 ( 681 単位) 要介護3 ( 641 単位) 要介護4 ( 639 単位) 要介護5 ( 753 単位) 要介護6 ( 788 単位) 要介護7 ( 812 単位) 要介護8 ( 838 単位) 要介護9 ( 845 単位) 要介護1 ( 793 単位) 要介護2 ( 639 単位) 要介護3 ( 634 単位) 要介護4 ( 679 単位) 要介護5 ( 687 単位) 要介護6 ( 781 単位) 要介護7 ( 817 単位) 要介護8 ( 841 単位) 要介護9 ( 838 単位) 要介護1 ( 874 単位)								1日につき +50単位	1日につき +25単位		
ハ	初期加算	(1日につき 30単位を加算)											
ニ	加齢調整費加算	(1) 指圧・診療を行う体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1日につき 100単位を加算)											
		(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 40単位を加算)											
ホ	医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算Ⅰ(イ) (1日につき 57単位を加算)											
		(2) 医療連携体制加算Ⅰ(ロ) (1日につき 47単位を加算)											
		(3) 医療連携体制加算Ⅰ(ハ) (1日につき 57単位を加算)											
		(4) 医療連携体制加算Ⅰ(ニ) (1日につき 57単位を加算)											
ヘ	認知症対応型加算	(250単位を加算)											
ト	認知症対応型加算	(400単位を加算(利用者1人につき1回を標準))											
チ	認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)											
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)											
リ	認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)											
		(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)											
ヌ	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)											
		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)											
ル	栄養管理体制加算	(1月につき +30単位を加算)											
ヲ	口腔ケア支援体制加算	(1日につき 20単位を加算(5月に1回を標準))											
カ	科学的介護支援体制加算	(1月につき 40単位を加算)											
コ	高齢者施設等連携対策向上加算	(1) 高齢者施設等連携対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)											
		(2) 高齢者施設等連携対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)											
ク	納税負担軽減等施設費加算	(1月に1回、連続する5日を超えて、240単位を算定)											
ケ	生活性向上推進体制加算	(1) 生活性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)											
		(2) 生活性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)											
コ	サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)											
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)											
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											

※ 転居利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給標準単位数に含まれる。  
 ※ 身体障害者認定未定加算については、口を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 連携施設等連携対策向上加算については、感銘の学習及び認知症対応のための施設の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日までの期間適用しない。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)については、令和7年3月31日まで適用しない。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	3ユニットで実施を行う職員の数に2人以上とする場合	1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+200単位(7日限を原簿)	1日につき+120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 749 単位)											
ロ 介護予防認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	3ユニットで実施を行う職員の数に2人以上とする場合	1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+200単位(7日限を原簿)	1日につき+120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 777 単位)											
注 入院時費用		利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定											
ハ 初期指導 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を算定)											
ニ 退院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)		(250単位を算定)											
ホ 退院時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)		(400単位を算定(利用者1人につき1回を限度))											
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を算定)										
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を算定)										
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を算定)										
		(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1月につき 120単位を算定)										
チ 生活機能向上支援加算		(1) 生活機能向上支援加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を算定)										
		(2) 生活機能向上支援加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を算定)										
リ 安全管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき +30単位を算定)											
ス 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 30単位を算定)											
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を算定(6月に1回を限度))											
ヲ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を算定)											
ワ 高齢者感染症等感染対策向上加算		(1) 高齢者感染症等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を算定)										
		(2) 高齢者感染症等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を算定)										
カ 新興感染症等感染対策		(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)											
コ 生産性向上推進体制加算		(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を算定)										
		(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を算定)										
ク サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を算定)										
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を算定)										
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を算定)										
シ 介護職員等処遇改善加算		(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×186/1000)										
		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×178/1000)										
		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×155/1000)										
		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位数×125/1000)										
		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +所定単位数×163/1000)										
		(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)	(1月につき +所定単位数×156/1000)										
		(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)	(1月につき +所定単位数×185/1000)										
		(8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき +所定単位数×149/1000)										
		(9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ)	(1月につき +所定単位数×133/1000)										
		(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ)	(1月につき +所定単位数×125/1000)										
		(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ)	(1月につき +所定単位数×126/1000)										
		(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ)	(1月につき +所定単位数×112/1000)										
		(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅼ)	(1月につき +所定単位数×97/1000)										
		(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅽ)	(1月につき +所定単位数×102/1000)										
		(15) 介護職員等処遇改善加算(Ⅾ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(16) 介護職員等処遇改善加算(Ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(17) 介護職員等処遇改善加算(ⅰ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(18) 介護職員等処遇改善加算(ⅱ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(19) 介護職員等処遇改善加算(ⅲ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(20) 介護職員等処遇改善加算(ⅳ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(21) 介護職員等処遇改善加算(ⅴ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(22) 介護職員等処遇改善加算(ⅵ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(23) 介護職員等処遇改善加算(ⅶ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(24) 介護職員等処遇改善加算(ⅷ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(25) 介護職員等処遇改善加算(ⅸ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(26) 介護職員等処遇改善加算(ⅹ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(27) 介護職員等処遇改善加算(ⅺ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(28) 介護職員等処遇改善加算(ⅽ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(29) 介護職員等処遇改善加算(ⅾ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(30) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(31) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(32) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(33) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(34) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(35) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(36) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(37) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(38) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(39) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(40) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(41) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(42) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(43) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(44) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(45) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(46) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(47) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(48) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(49) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(50) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(51) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(52) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(53) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(54) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(55) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(56) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(57) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(58) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(59) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(60) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(61) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(62) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(63) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(64) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(65) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(66) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(67) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(68) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(69) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(70) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(71) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(72) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(73) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(74) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(75) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(76) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(77) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(78) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(79) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(80) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(81) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(82) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(83) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(84) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(85) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(86) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(87) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(88) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(89) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(90) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(91) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(92) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(93) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(94) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(95) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(96) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(97) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(98) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(99) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
		(100) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										

※ 介護予防認知症対応型共同生活介護費は、区分支給事業費に含まれる。  
 ※ 身体拘束廃止未実施減算については、廃止する場合は、令和7年4月1日以後適用する。  
 ※ 業務統計計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体統計の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期適用しない。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。